

## 公募型同調方式随意契約について（公告）

那覇市上下水道局（以下「局」という。）では、平成26年度「水道管緊急修繕工事及び保安業務」の公募型同調方式随意契約を行う予定があることから、参加希望する者を次のとおり募集します。

つきましては、当該公募型同調方式随意契約を希望する者は、局指定の参加申請書類を作成し、必要書類を添付のうえ提出してください。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁長 聡

### 1 業務概要

- (1) 業務名 水道管緊急修繕工事及び保安業務
- (2) 履行場所 市内全域（一部市外を含む）
- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日
- (4) 業務内容は、次のとおり。
  - ① 緊急に対応しなければならない修繕等の工事
    - ア 送配水管等又は給水装置の修繕、移設、仮設及び撤去工事
    - イ 給水装置の接続替工事
    - ウ 送配水管等又は給水装置に附随する弁室、きょう等の修繕、移設又は撤去工事
    - エ 鉛給水管取替工事
    - オ 代用管布設替工事
    - カ 前各号の工事と一体で行う付帯工事
  - ② 保安業務
    - ◇平日昼間、休日及び夜間共通事項
      - ア 緊急時における現場確認、バルブ操作、安全対策及び連絡処理に関する業務
      - イ 漏水、断水、赤水、出水不良等の調査及び簡易な修繕
      - ウ 止水栓の開閉業務
    - ◇平日昼間のみの業務
      - ア 弁栓類の調査、その他局の指示する水道施設に関する調査及び他工事現場の巡回

<参考> 修繕工事及び保安業務の年間規模（今回の発注高を保証するものではありません。）

平成23年度における工事实績は1,401件、総額約2億223万円、平成24年度の工事实績は1,574件、総額約2億2,408万円、平成25度は12月末までに実績1,064件で約1億1,940万円程度となっております。

## 2 参加資格共通要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者。
- (2) 公告日から落札決定予定日までの間に、那覇市上下水道局競争入札業者選定委員会に関する要綱第11条第1項に規定する指名停止の措置及び那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、那覇市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され業者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）
- (4) 経営状況が著しく不健全であると那覇市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認める者に該当しない者。（公告日の3ヶ月前から落札決定予定日までの間に不渡り等を生じていない者。前号に該当する者を除く。）
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると管理者が認める者に該当しない者。

那覇市上下水道局公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自分（自社）は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※ 全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※ 落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」を総務課へ提出しなければならない。

## 3 参加資格個別要件

- (1) 那覇市上下水道局指名競争入札参加者の指名基準及び選定に関する要綱第2条第1項第1号に規定する平成25・26年度の水道施設工事業者格付名簿に登録のある者。
- (2) 那覇市内に本店を有する者。
- (3) 24時間体制で対応できる者。
- (4) 従事者6人以上を配置できる者で、内訳は以下の通りとする。
  - ① 修繕工事従事者は4人以上の編成とし、従事者のうち、届出が必要な技術者は以下の通りとする。
    - ア 現場代理人 1人
    - イ 主任技術者（土木施工管理技士2級以上）※<sub>1</sub> 1人
    - ウ 給水装置主任技術者 1人
    - エ 配管技能者※<sub>2</sub> 1人以上
  - ② 保安業務従事者2人を従事させることができる者。
    - ア 平日；午前9時から午後5時（交替制）・午後5時から翌日午前9時（交替制）

イ 休日等;午前9時から午後5時・午後5時から翌日午前9時(交替制)

※<sub>1</sub> 主任技術者は、現場代理人を兼務することができる。また、本案件の申込時点で3ヶ月以上前から雇用関係にあること。

※<sub>2</sub> 配管技能者は、日本水道協会の配水管技能者名簿に登録された者、又は那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第13条第1項第2号に規定する技能を有し、3年以上の実務経験年数を有する者とする。

※ 平日午前9時から午後5時については2班、その他の時間帯については1班が従事するよう、すべての受注者で構成する修繕センターにて班の編成を行うものとする。なお、保安業務従事者については、少なくとも1名は※<sub>2</sub>の条件を有するものとする。

(5) 賠償責任保険、車両保険、労災保険、法定外労災保険全てに加入している者。

(6) 次に掲げる緊急用機械器具等を確保できる者(自己所有又は常時リース)。

① ダンプトラック ② 掘削機械 ③ 転圧機械 ④ 管切断機

⑤ 水中ポンプ ⑥ 穿孔機 ⑦ 保安設備 ⑧ その他工事に必要な工具類

(7) 材料置場及び資材倉庫を平成26年4月1日までに確保できる者。

#### 4 契約者予定数 4者以上

#### 5 参加申請書類等

(1) 参加を希望する者は、「水道管緊急修繕工事及び保安業務仕様書」の内容を理解し、次の書類(局指定様式)を提出して下さい。

① 水道管緊急修繕工事及び保安業務の参加申込書

② 個別要件(4)従事者名簿

③ 個別要件(4)技術者名簿

④ 個別要件(6)機械器具等の保有(又は常時リース)状況表

⑤ 個別要件(7)材料置場及び資材倉庫見取図

※ ⑤は、平成26年4月1日までに提出

⑥ 最新の総合評定値通知書の写し

⑦ 建設業許可証明書又は建設業許可について(通知)の写し

※「水道管緊急修繕工事及び保安業務仕様書」及び参加申請書類等(局指定様式)については、本局ホームページからダウンロードしてください。

(2) 提出書類の受付

①日 時 平成26年3月4日(火)まで(土曜日、日曜日を除く)

午前9時~12時00分、午後1時~5時00分

②場 所 那覇市おもろまち1丁目1番1号

那覇市上下水道局 管理課 補修係(2階)

電話 098-941-7805

FAX 098-941-7825

③提出方法 参加資格申請書類①~⑤を各1部

提出者は内容を説明できる方の持参に限ります。郵送等による提出は受け付けできません。

## 6 公告の内容に関する質問の受付・回答に関する事項

- ① 質問受付期間 平成 26 年 2 月 26 日（水） 9時から  
平成 26 年 2 月 27 日（木） 17時まで
- ② 質問受付方法 質問書（公告欄に添付）を管理課補修係あて FAX 送信してください。（上記参照）
- ③ 回答日・方法 平成 26 年 2 月 28 日（金） 17時15分までに「質問・回答書」を同公告欄下部に(追記)掲載します。

## 7 参加資格者の決定等

- (1) 参加申請期限の翌営業日に資格審査を行い、資格審査後 2 日以内に参加資格『可・否』を通知。
- (2) 資格者には、資料を配付し見積書提出を依頼します。

## 8 その他

- (1) 公告から契約締結までの流れ
  - ①参加者の募集                      ②参加者の資格審査及び資格者の決定                      ③参加資格者へのお見積り依頼
  - ④見積もり資料の配付                      ⑤見積書の開封及び比較
  - ⑥低見積価格を提示した者から順に、契約同意の確認順番を決定                      ⑦順次同意確認
  - ⑧同調者と契約締結（最少同調者 3 者）
- (2) 談合又は不正な行為があると認められた場合は、当該契約を中止又は延期する可能性がある。
- (3) 本契約締結までに、那覇市上下水道局競争入札参加資格を取り消されたとき又はその他入札参加資格を満たさなくなった場合は契約を締結しない場合がある。
- (4) 提出された書類は返却しません。